

(公開用)

諮詢番号：令和2年度諮詢第2号

答申番号：令和2年度丹個情答申第2号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却する。

### 第2 事案の概要

#### 1 本件開示請求

審査請求人は、令和2年1月14日、丹波市長（以下「処分庁」という。）に対し、第三者の申請に基づき処分庁が交付した審査請求人の住民票等について、その申請書又は請求書の開示を求めた（以下「本件開示請求」という。）。

#### 2 本件部分開示決定

本件開示請求に対し、処分庁は、令和2年1月29日、別紙不開示情報目録記載の情報を不開示とする部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）をした。

処分庁は、本件部分開示決定について、審査請求人に対し、「（特定）個人情報部分開示決定通知書」（以下「本件決定通知」）を交付して通知した。本件決定通知の「一部の開示しない理由」欄には、丹波市個人情報保護条例（平成16年丹波市条例10号、以下「本条例」という。）「第15条第1号（開示請求者以外に係る個人情報）、第15条第3号（利用目的及び内容）、第15条第5号（職印の印影）が該当」と記載されている（以下「本件一部不開示理由」という。）。

処分庁は、審査請求人に対し、同年2月27日、本件部分開示決定に基づく開示

を行うとともに、該当文書の写しを交付した。審査請求人が交付を受けた文書の写しは、具体的には、①戸籍・住民票等交付申請書（平成29年2月17日付、以下「申請書①」という。）、②戸籍・住民票等交付申請書（令和2年1月6日付〔住民票附票の写し請求分〕、以下「申請書②」という。）、③戸籍・住民票等交付申請書（同日付〔戸籍謄本全部事項証明請求分〕、以下「申請書③」という。）、④住民票の写し等職務上請求書（同日付、以下「請求書④」という。）、⑤戸籍謄本等職務上請求書（同日付、以下「請求書⑤」という。）、⑥戸籍・住民票等交付申請書（令和元年8月9日付、以下「申請書⑥」という。）、⑦戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（令和元年8月9日付、以下「請求書⑦」といい、申請書①ないし請求書⑦をあわせて「本件各申請書等」という。）である。

### 3 本件審査請求

審査請求人は、同年4月30日、処分庁に対して、本件開示請求に対する本件部分開示決定を取り消し、全部開示とすべきであるとして、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

審査請求人は、審査請求の理由として、本件通知決定書の本件一部不開示理由では、処分理由の説明（行政手続法8条〔理由の提示〕）が不足しているため本件部分開示決定は違法である旨主張している。

なお、同日、処分庁と審査請求人との間で、本件部分開示決定の理由の説明について、処分庁から本条例の条文の説明をするという申し出があったが、これに対し審査請求人は、条文については確認しているため条文の説明であれば不要であり審査請求によって理由を明らかにされたいと回答するなどのやり取りがあった。

### 4 本件審査請求後の手続

同年5月29日、処分庁から当審査会に対して、本件審査請求について諮詢があつた。

処分庁は、審査会に対し、同日に弁明書を、また同年6月25日に追加の弁明書を提出了。処分庁は、弁明書において、不開示情報目録1ないし3記載の情報（申請者の「住所」「氏名」「生年月日」「電話番号」「続柄」）については本条例第15条第1号に該当する、同目録4（1）及び5（1）記載の情報（「利用目的の内容」「業務の種類」等）については本条例第1号及び第3号アに該当する、同目録4（2）及び5（2）記載の情報（請求者（弁護士）の「所属弁護士会」「事務所所在地」「事務所名」「氏名」「登録・電話番号」以外の印影及び事務補助者氏名部分）のうち、印影については本条例第15条第5号、事務補助者氏名については第15条第1号に該当する、同目録7記載の情報（請求者（司法書士）の「所属司法書士会」「事務所所在地」「事務所名」「司法書士名」「電話番号」「登録番号・認定番号」以外の印影部分）については本条例第15条5号に該当する、同目録6記載の情報（申請者の生年月日）については本条例第15条第1号に該当する旨弁明する。

処分庁の弁明に対し、審査請求人は、審査会に対し、同年7月30日、弁明書に対する反論書及び反論書に関する連絡書を提出了。

審査にあたって、当審査会は、同年10月7日に審査請求人及び処分庁からの口頭による意見陳述を受けた。

### 第3 爭点

本件審査請求の主たる争点は、本件部分開示決定が理由の提示を欠く違法なものかどうかである。行政手続法8条1項は、行政庁が、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合、当該処分の理由を示さなければならぬとしているところ、本件一部不開示理由が、理由の提示をしたものといえるかどうかが問題となる。

また、上記に加え、本件部分開示決定の適法性を判断するため、別紙不開示情報目録記載の情報が本条例の不開示情報に該当するかどうかについても検討する。

## 第4 審査会の判断

### 1 理由提示の意義と機能

行政手続法は、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする（同法1条1項）ところ、このような同法の目的に照らせば、同法8条1項本文、2項が行政庁に対して課している理由提示義務は、拒否事由の有無の判断についての行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に明らかにすることによって、透明性の向上を図り、併せてその不服申立てに便宜を与える趣旨であると考えられる。

このような理由提示義務の趣旨に鑑みれば、当該拒否処分が書面によりなされる場合に、当該書面により示さなければならない理由としては、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。

### 2 関係法規

本条例第13条は、「何人も、実施機関の長に対し、自己の個人情報について、開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる」と定める。

また、本条例第15条は、「実施機関の長は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）である場合は、当該個人情報を開示しないことができる」と定め、不開示情報は第1号から第7号まで規定されている。

そして、同条第1号は「開示請求の対象となった個人情報に開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外の者（以下「第三者」という。）に係る個人情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、当該情報に含まれ

る氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該第三者の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの」、同条第3号は「法人等（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」とし、同号アは「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、同条第5号は「開示することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と定めている。

### 3 本件一部不開示理由について

前記のとおり、本件決定通知に記載された、本件一部不開示理由は、「第15条第1号（開示請求者以外に係る個人情報）、第15条第3号（利用目的及び内容）、第15条第5号（職印の印影）が該当」というものである。

この点、本件各申請書等は合計7点の文書であり、また、別紙不開示情報目録記載のとおり、申請書④及び⑤については1点の文書の中で、異なる理由によって不開示となつた情報も存在する。したがつて、本件一部不開示理由は、不開示情報との対応関係が一見して明らかとなつてゐるとは言い難い。

そこで、以下、個別に、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して不開示となつたのかについて、審査請求人において理由の記載自体から了知し得るものであったかどうか検討する。また、別紙不開示情報目録記載の情報が本条例の不開示情報に該当するかどうかについても検討する。

#### 4 申請書①ないし③について

申請者の「住所」「氏名」「生年月日」「電話番号」「続柄」が不開示情報である。このことは、申請書①ないし申請書③の体裁からも明らかであるといえる。

また、本件一部不開示理由では、「第15条第1号」に続けてかっこ書きで「開示請求者以外に係る個人情報」と記載されており、これにより、第15条第1号のうち、開示請求者以外に係る個人情報であることを理由に不開示としたこと（それ以外の法規ではないこと）が分かる記載となっているといえる。

以上からすれば、申請書①ないし③の不開示情報については、審査請求者において、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して不開示となったのかについて、審査請求人において理由の記載自体から了知し得るものであるといえる。

また、申請者の住所等は、審査請求者以外の第三者の個人情報であって、特定の個人を識別することができるものといえるから、本条例第15条第1号の不開示情報に該当する。

#### 5 請求書④について

##### (1) 「利用目的の内容」「業務の種類」について

「利用目的の内容」「業務の種類」が不開示情報である。このことは、申請書④の体裁からも明らかであるといえる。

また、本件一部不開示理由では、「第15条第3号」に続けてかっこ書きで「利用目的及び内容」と記載されており、これにより、第15条第3号アを理由に不開示したこと（それ以外の法規ではないこと）が分かる記載となっているといえる。

そして、弁護士が住民票の写しの職務上請求をするにあたり、利用目的の内容、業務の種類が公にされると、業務活動が損なわれると認められるから、本条例第15条第3号アの不開示情報に該当する。

##### (2) 請求者（弁護士）の「所属弁護士会」「事務所所在地」「事務所名」「氏名」

## 「登録・電話番号」以外の印影及び事務補助者部分

ア 印影及び事務補助者氏名が不開示情報である。請求書④は弁護士名の右横に「職印」欄がある体裁となっている。また、弁護士名の右横に、担当事務補助者という趣旨で当該事務補助者の氏名を記載したものと考えられる。

イ 本件一部不開示理由では、「第15条第5号」に続けてかつて書きで「職印の印影」と記載されており、これにより、第15条第5号を理由に職印部分を不開示としたこと（それ以外の法規ではないこと）が分かる記載になっているといえる。

職務上請求書に捺印された印影は、作成名義の真正を示す認証的機能を有するのみならず、業務上作成される書面にも用いられるものであるから、これが開示された場合には悪用されて弁護士個人の権利ないし正当な利益を害するおそれがあるから、本条例第15条第5号の不開示情報に該当する。

ウ また、本件一部不開示理由では、「第15条第1号」に続けてかつて書きで「開示請求者以外に係る個人情報」と記載されており、これにより、第15条第1号のうち、開示請求者以外に係る個人情報であることを理由に不開示としたこと（それ以外の法規ではないこと）が分かる記載となっているといえる。

事務補助者の氏名は審査請求者以外の第三者の個人情報であって、特定の個人を識別することができるものといえるから、本条例第15条第1号の不開示情報に該当する。

（3）以上から、請求書④の不開示情報については、審査請求者において、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して不開示となったのかについて、審査請求人において理由の記載自体から了知し得るものであるといえるし、請求書④の不開示情報は本条例の不開示情報に該当するといえる。

## 5 請求書⑤について

（1）「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」について

「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」が不開示情報である。このことは、申請書⑤の体裁からも明らかであるといえる。

また、本件一部不開示理由では、「第15条第3号」に続けてかっこ書きで「利用目的及び内容」と記載されており、これにより、第15条第3号アを理由に不開示としたこと（それ以外の法規ではないこと）が分かる記載となっているといえる。

そして、弁護士が戸籍謄本等の職務上請求をするにあたり、事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的が公にされると、業務活動が損なわれると認められるから、本条例第15条第3号アの不開示情報に該当する。

（2）請求者（弁護士）の「所属弁護士会」「事務所所在地」「事務所名」「氏名」「登録・電話番号」以外の印影及び事務補助者の氏名部分

ア 印影及び事務補助者氏名が不開示情報である。請求書⑤は弁護士名の右横に「職印」欄がある体裁となっている。また、弁護士名の右横に、担当事務補助者という趣旨で当該事務補助者の氏名を記載したものと考えられる。

イ 本件一部不開示理由では、「第15条第5号」に続けてかっこ書きで「職印の印影」と記載されており、これにより、第15条第5号を理由に職印部分を不開示したこと（それ以外の法規ではないこと）が分かる記載になっているといえる。

職務上請求書に捺印された印影は、作成名義の真正を示す認証的機能を有するのみならず、業務上作成される書面にも用いられるものであるから、これが開示された場合には悪用されて弁護士個人の権利ないし正当な利益を害するおそれがあるから、本条例第15条第5号の不開示情報に該当する。

ウ また、本件一部不開示理由では、「第15条第1号」に続けてかっこ書きで「開示請求者以外に係る個人情報」と記載されており、これにより、第15条第1号のうち、開示請求者以外に係る個人情報であることを理由に不開示としたこと（それ以外の法規ではないこと）が分かる記載となっているといえる。

事務補助者の氏名は審査請求者以外の第三者の個人情報であって、特定の個人を

識別することができるものといえるから、本条例第15条第1号の不開示情報に該当する。

(3) 以上から、請求書⑤の不開示情報については、審査請求者において、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して不開示となったのかについて、審査請求人において理由の記載自体から了知し得るものであるといえるし、請求書⑤の不開示情報は本条例の不開示情報に該当するといえる。

## 6 申請書⑥について

申請者の「生年月日」が不開示情報である。このことは、申請書⑥の体裁からも明らかであるといえる。

また、本件一部不開示理由では、「第15条第1号」に続けてかつて書きで「開示請求者以外に係る個人情報」と記載されており、これにより、第15条第1号のうち、開示請求者以外に係る個人情報であることを理由に不開示としたこと（それ以外の法規ではないこと）が分かる記載となっているといえる。

そして、申請者は司法書士であり、住所、氏名、電話番号、続柄は、事業を営む個人の当該事業に関するものであって不開示情報には該当しない。しかし、生年月日については事業を営む個人の当該事業に関するものとはいせず、審査請求者以外の第三者の個人情報であって、特定の個人を識別することができるものといえるから、本条例第15条第1号の不開示情報に該当する。

以上からすれば、申請書⑥の不開示情報については、審査請求者において、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して不開示となったのかについて、審査請求人において理由の記載自体から了知し得るものであるといえるし、請求書⑥の不開示情報は本条例の不開示情報に該当するといえる。

## 7 請求書⑦について

請求者（司法書士）の「所属司法書士会」「事務所所在地」「事務所名」「司法

書士名」「電話番号」「登録番号・認定番号」以外の印影部分が不開示情報である。

請求書⑦は司法書士名の右横に「職印」欄がある体裁となっている。

本件一部不開示理由では、「第15条第5号」に続けてかっこ書きで「職印の印影」と記載されており、これにより、第15条第5号を理由に職印部分を不開示としたこと（それ以外の法規ではないこと）が分かる記載になっているといえる。

職務上請求書に捺印された印影は、作成名義の真正を示す認証的機能を有するのみならず、業務上作成される書面にも用いられるものであるから、これが開示された場合には悪用されて司法書士個人の権利ないし正当な利益を害するおそれがあるから、本条例第15条第5号の不開示情報に該当する。

以上から、請求書⑦の不開示情報については、審査請求者において、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して不開示となったのかについて、審査請求人において理由の記載自体から了知し得るものであるといえるし、請求書⑦の不開示情報は本条例の不開示情報に該当するといえる。

## 8 結論

以上から、本件部分開示決定が理由の提示を欠く違法なものとはいえないし、別紙不開示情報目録記載の情報は本条例の不開示情報に該当する。審査請求人は反論書等において本件開示請求に至る経緯と審査請求人が被った精神苦痛等を主張するが、上記結論を左右する事情とはいえない。

なお、本件一部不開示理由が、不開示情報との対応関係が一見して明らかとなっているとは言い難いことは前記のとおりであり、当審査会としては、処分庁が、今後、理由の提示方法の改善を検討する必要があると考えるのでその旨付言する。

## 不開示情報目録

- 1 ①戸籍・住民票等交付申請書（平成29年2月17日付）  
申請者の「住所」「氏名」「生年月日」「電話番号」「続柄」
- 2 ②戸籍・住民票等交付申請書（令和2年1月6日付[住民票附票の写し請求分]）  
申請者の「住所」「氏名」「生年月日」「電話番号」「続柄」
- 3 ③戸籍・住民票等交付申請書（同日付〔戸籍謄本全部事項証明請求分〕）  
申請者の「住所」「氏名」「生年月日」「電話番号」「続柄」
- 4 ④住民票の写し等職務上請求書（同日付）
  - (1) 「利用目的の内容」「業務の種類」
  - (2) 請求者（弁護士）の「所属弁護士会」「事務所所在地」「事務所名」「氏名」「登録・電話番号」以外の印影及び事務補助者の氏名部分
- 5 ⑤戸籍謄本等職務上請求書（同日付）
  - (1) 「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」
  - (2) 請求者（弁護士）の「所属弁護士会」「事務所所在地」「事務所名」「氏名」「登録・電話番号」以外の印影及び事務補助者の氏名部分
- 6 ⑥戸籍・住民票等交付申請書（令和元年8月9日付）  
申請者の「生年月日」
- 7 ⑦戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（同日付）  
請求者（司法書士）の「所属司法書士会」「事務所所在地」「事務所名」「司法書士名」「電話番号」「登録番号・認定番号」以外の印影部分